


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 2
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 今津 幸子 
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	平成19年1月15日
【提出日】	平成19年1月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	3名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	<u>株券等保有割合が1%以上減少したこと。</u>

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション
証券コード	2769
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド (Credit Suisse Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成7年4月6日
代表者氏名	デイヴィッド・コリンズ
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

投資一任契約に基づき顧客勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			225
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	0	N 0 0 225
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P-Q)	R	225	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S	0	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月15日現在)	T 36,668
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	0.61%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.61%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

2 【提出者(大量保有者)／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー (Credit Suisse Asset Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー 11
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成11年7月2日
代表者氏名	ジョン・メギシ
代表者役職	ヴァイス・プレジデント
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			324
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 0	N 0	O 324
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 324		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月15日現在)	T 36,668
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	0.88%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.88%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

3 【提出者(大量保有者)／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス投信株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成5年9月16日
代表者氏名	平本 貴範
代表者役職	代表取締役
事業内容	証券投資信託の委託会社としての業務、有価証券等に関する投資助言業務及び投資一任契約に係る業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

投資信託委託業者として、あるいは投資一任契約に基づき顧客勘定にて、国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,493
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	0	N 0 0 1,493
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P-Q)	R	1,493	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S	0	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月15日現在)	T 36,668
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	4.07%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	4.07%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

4 【提出者(大量保有者) / 4】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (その他 (米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー))
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエー) エルエルシー (Credit Suisse Securities (USA) LLC)
住所又は本店所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー11
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成14年12月19日
代表者氏名	コリーン・グラハム
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	投資銀行業務および証券業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

該当なし

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 0	N 0	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月15日現在)	T 36,668
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.55%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

5 【提出者(大量保有者)／5】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド (Credit Suisse Securities (Europe) Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和41年11月9日
代表者氏名	ポール・ヘーア
代表者役職	会社秘書役
事業内容	国際有価証券引受・取引業務、コーポレート・ファイナンス業務等

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

該当なし

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 0	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月15日現在)	T 36,668
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.55%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) 【共同保有者の概要】

① 【共同保有者】

個人・法人の別	該当無し
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードフロント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド
 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー
 クレディ・スイス投信株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,042
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 0	N 0	O 2,042
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 2,042		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S 0		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月15日現在)	T 36,668
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	5.57%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.66%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数）（株・口）	株券等保有割合（%）
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	225	0.61%
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	324	0.88%
クレディ・スイス投信株式会社	1,493	4.07%
合計	2,042	5.57%

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management Limited a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at One Cabot Square, London, E14 4QJ, United Kingdom (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Asset Management Limited, a corporation organized and existing under the laws of Japan with its principal office at Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6024, Japan (the "Attorney") to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

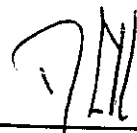
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 29 AUGUST day of 2006

Credit Suisse Asset Management Limited



Name: G. Wellman
Title: Director



Name: D. COLLINS
Title: DIRECTOR

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェアに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本法に基づき設立され存続し、主たる営業所を東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに有するクレディ・スイス投信株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、大量保有報告書およびその他の訂正、補遺または変更の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2006年8月29日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド

グレン・ウェルマン
取締役

デイヴィッド・コリンズ
取締役



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス投信株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が以下に記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、2007年1月12日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社
代表取締役 平本 貴範



法人名	住所
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、 ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー 11
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ、8001、 パラデプラッツ 8

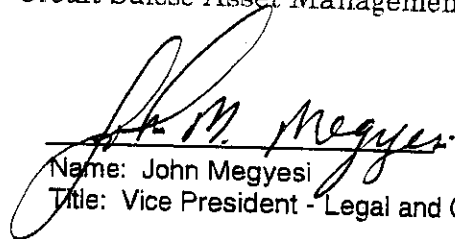
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management, LLC, a corporation organized and existing under the laws of USA with its principal office at 11 Madison Ave, New York, NY 10010 USA (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Asset Management Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 29th day of December, 2006.

Credit Suisse Asset Management, LLC


Name: John Megyesi
Title: Vice President - Legal and Compliance Dept.

(訳文)

委任状

デラウェア州法に基づき設立され存続し、本店をアメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、マジソン・アベニュー11に有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス投信株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、大量保有報告書およびその他の訂正、補遺または変更の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2006年12月29日、本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメン
ト・エルエルシー

ジョン・メギシ
ヴァイス・プレジデント



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス投信株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が以下に記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、2007年1月12日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社
代表取締役 平本 貴 範



法人名	住所
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、 ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー 11
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ、8001、 パラデプラッツ 8

委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス投信株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、2006年7月12日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社
代表取締役社長 平本貴範



CREDIT SUISSE



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Securities (USA) LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America with its principal office at 11 Madison Avenue, New York, United States of America (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-8 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

This Power of Attorney shall be governed under the laws of the State of New York.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 18th day of August 2006.

Credit Suisse Securities (USA) LLC

Name: Colleen Graham
Title: Managing Director

(訳文)

委任状

米国デラウェア州法に基づき設立され存続し、本店を米国ニューヨーク州、ニューヨーク マジソン・アベニュー11に有するリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるクレディ・スイス・セキュリティーズ（ユーエスエー）エルエルシー（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス証券株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、大量保有報告書およびその他の訂正、補遺または変更の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状はニューヨーク州法に準拠する。

上記の証として、当社は、2006年8月18日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・セキュリティーズ（ユーエスエー）エルエルシー

コリーン・グラハム
マネージング・ディレクター

委任状

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社関連会社（以下「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任します。

記

1. 証券取引法第二章の三に基づき関連会社が提出すべき大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書（以下「報告書」という。）並びに基準日の届出書及び変更の届出書を、関連会社のために作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを、関連会社が法令に基づき送付すべき発行会社、及び関連証券取引所又は日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

平成19年1月12日

東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長 郭 宝 樹





添付書類 A

法人名	住所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8番地
クレディ・スイス・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッ パ) リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス (ホンコン) リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ワー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および 46階
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエ ー) エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス・キャピタル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027ブレチュイグ 33
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002クラリデンストラ ッセ 26
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー (リヒテンシュタイン)	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ライフ (バミューダ) リミテッ ド	バミューダ、ハミルトン HM12、シーダー・アベ ニュー 41d、アーガイル

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Securities (Europe) Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at One Cabot Square, London E14 4QJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by it.

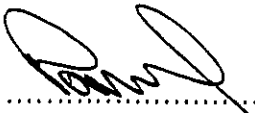
We hereby undertake to indemnify the Attorney and keep the Attorney indemnified against any and all costs, claims and liabilities which the Attorney may incur as a result of anything done by the Attorney in the exercise of any of the powers conferred, or purported to be conferred, on the Attorney by this Power of Attorney.


The validity of the authorisation with respect to any of the above named persons shall expire immediately upon the termination of any such person from employment with the Company.

We hereby declare this Power of Attorney enforceable until revoked in writing.

This Power of Attorney shall be governed by and construed in accordance with the laws of England.

In WITNESS whereof **Credit Suisse Securities (Europe) Limited** has caused this Power of Attorney to be duly executed as a Deed this 21 July 2006.


.....
Authorised Signatory


.....
Authorised signatory

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェアに有するクレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス証券株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、大量保有報告書およびその他の訂正、補遺または変更の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

当社は、本委任状によって代理人に付与されたまたは付与されることが目的とされた権限の行使の結果、代理人が負担するあらゆる費用、請求および債務につき、代理人を補償し、かつ損害が及ばないようにすることを約束する。

上記の者に対する授權の効力は、当該者の当社からの雇用の終了をもって即時に終了する。

当社は、本委任状が書面で撤回されるまで強制執行可能であることを宣言する。

本委任状は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

上記の証として、当社は、2006年7月21日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

権限ある署名者

権限ある署名者

委任状

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社関連会社（以下「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任します。

記

1. 証券取引法第二章の三に基づき関連会社が提出すべき大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書（以下「報告書」という。）並びに基準日の届出書及び変更の届出書を、関連会社のために作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを、関連会社が法令に基づき送付すべき発行会社、及び関連証券取引所又は日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

平成19年1月12日

東京都港区六本木一丁目6番1号

泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長

郭

宝

樹





添付書類 A

法人名	住 所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8番地
クレディ・スイス・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッ パ) リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス (ホンコン) リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ワー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエ ー) エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス・キャピタル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 ブレチュイッグ 33
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー (リヒテンシュタイン)	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ライフ (バミューダ) リミテッ ド	バミューダ、ハミルトン HM12、シーダー・アベ ニュー 41d、アーガイル